

入札心得

一般的事項

1. 入札は厳正に行ってください。入札順を静粛にお待ちください。
2. 入札は、本人又は、代理人が所定の場所へ出席して行います。
3. 郵便等による入札は認めません。
4. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。
5. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
6. 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。

入札

代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び、代理人が使用する印鑑を明示し、本人（委任者）が記名押印したものでなければなりません。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印すること。

入札の辞退

1. 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
2. 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を職員課に直接持参し、又は郵送(入札日の前日まで)に到着するものに限る。)して行います。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行います。
3. 入札を辞退した者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

入札の中止

1. 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
2. 入札の執行に際して、天災、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

無効の入札

次の各号の1に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加の資格を有しない者のした入札
- (2) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げる措置要綱に該当している者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 指定の日時に提出しなかった入札
- (5) 入札者の記名押印を欠く入札
- (6) 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

- (7) 入札金額又は、入札者の氏名、その他主要部分が識別しがたい入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (11) その他、入札に関する条例に違反した入札

再度入札

1. 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
2. 無効の入札をした者は、以後の再度入札に参加することができません。

落札者の決定方法

1. 予定価格の制限の範囲内で最低の価格の者を落札者とします。
2. 落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9関係）

八尾市総務部職員課 電話 072-924-3815（直通）
ファックス 072-924-6258